

令和4年度会費等の額及び
徴収の方法について(案)

公益社団法人競走馬育成協会

令和4年度会費等の額及び徴収の方法について（案）

1. 入会金の額及び徴収の方法

(1) 入会金の額は、令和4年度中に公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）に入会した正会員1名につき、10,000円、準会員1名につき、5,000円とする。

(2) 入会金の徴収は、その会員の入会時とする。

2. 会費の額及び徴収の方法

(1) 会費の額は、会員割及び頭数割によるものとし、本年度に入会する新入会員にあっては会員割のみとする。

① 会員割にあっては、令和4年度中に正会員、準会員の資格を保有する会員1名につき、5,000円とする。

② 頭数割にあっては、正会員について以下のとおりとする。

i) 令和4年1月1日在既の育成届出頭数（2020年産駒の頭数）が5頭以内の会員にあっては一律5,000円とする。

ii) 育成届出頭数が5頭を超える会員にあっては5,000円に5頭を超える1頭につき1,000円を乗じた額を加えて得た額（6頭以上の育成届出頭数×1,000円）とする。

iii) 本年度に入会する新入会員にあっては、頭数割は徴収しない。

(2) 会費の徴収は、令和4年4月30日までとする。ただし、本年度に入会する新入会員にあっては入会時とする。

3. 賛助会員の会費の額及び徴収の方法

(1) 賛助会員の会費の額は、賛助会員1名につき、1口10,000円とし、1口以上とする。

(2) 賛助会費の徴収は、令和4年4月30日までとする。ただし、本年度に入会する新入賛助会員にあっては入会時とする。